

【児童発達支援】事業所職員自己評価の集計結果(公表)

事業所名:浦安市こども発達センター

回答:20名(職員28名、回収率78%)

		チェック項目	はい	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	15	15	施設の老朽化や、年によって利用する子どもの状態が違うので対応しきれない場面がある。 トイレは少ないが、使用方法については、グループ間で話し合い、工夫しながら決めている。
	2	職員の配置数は適切であるか	15	5	子どもの特性等に合わせて、余裕をもって配置している。 グループの保育士の配置は、子どもの状況によって人数を決めている。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	14	5	車いす利用児が利用できるトイレが一つのみであるが、人数を分けて利用する、グループによって利用時間をずらす等の工夫をしている。 施設修繕については市内公設施設の改修の進捗も踏まえつつ、個々の設備の不具合がある場合は、優先順位度を考慮した上で、修繕について検討している。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	15	5	トイレの高さが低くて座りづらそう。 清潔を保てるよう清掃・消毒に心がけている。 施設修繕については市内公設施設の改修の進捗も踏まえつつ、個々の設備の不具合がある場合は、優先順位度を考慮した上で、修繕について検討している。
事業改善	5	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	19	1	日々、グループでの話し合いを行っている。 グループ内ではできているが、全体の運営などの改善ができるとう良い。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	19	1	保護者向けの事業所評価を実施している。 すべて改善はすることは難しいが、保護者の意向を把握し、業務改善につなげていく。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	19	0	掲示等、ホームページで公開している。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	14	4	実施していない。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	18	2	ケース検討、センター内研修など行っているが、研修を多くして欲しいと意見があり、今後も専門性の向上のために、研修機会は確保していく。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	19	0	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	17	3	保育士のアセスメントはツールはあるが、更なる活用のために、今後活用の検討を行う。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	20	0	児童発達支援計画に反映されている。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	20	0	

適切な支援の提供	14	活動プログラムの立案をチームで行っているか	20	0	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	20	0	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせさせて児童発達支援計画を作成しているか	20	0	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	20	0	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	20	0	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	20	0	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	20	0	
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	21	障がい児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	16	3	全ての担当者会議には参画していないが、必要に応じて相談支援事業所と情報共有している。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	18	1	所属している園やこども家庭支援センターなどと連携している。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか	19	1	地域の関係機関とは、必要に応じて連携を図っている。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	18	1	主治医、医療的ケアの指導医との連絡体制を整えている。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	20	0	初めて園に入るときには、保護者と園職員、にじいろの職員で引継ぎのために会議を実施している。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	19	0	教育委員会の教育センターや特別支援学校との情報共有を図っている。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障がい者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	16	4	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	17	3	園に所属していない単独通園のお子さんについて、園との交流を行っている。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	14	3	所長が自立支援会議に出席している。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	20	0	見学、ノート、電話で子どもの様子を伝え、共通理解ができるよう努めている。 専門職(保育士以外)がアセスメントを行い、子どもの発達の状況、課題、支援方法について伝えている。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(保護者向けおはなし会や座談会等)の支援を行っているか	20	0	おはなし会、保護者交流会などを実施している。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	19	0	

保護者への説明責任等	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	20	0	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	20	0	年5回の面接、見学、連絡ノートなどで、保護者への支援を行っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	20	0	父母の会等がないため、今後も保護者が交流できる機会をつくる。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	20	0	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	13	6	会報等がないため、情報発信を検討する。
	38	個人情報の取扱いに十分注意しているか	20	0	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	20	0	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか	6	13	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	19	0	マニュアルは、実情に合わせて改定していく。職員への周知を徹底していく。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	20	0	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか	20	0	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	20	0	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	20	0	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	20	0	研修の実施、セルフチェックの実施など、今後も職員の虐待防止への意識向上を図る。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	20	0	身体拘束の事例はないが、やむを得ず身体拘束を行わなければいけない事例が生じた場合は3要件(切迫性、非代替性、一時性)に当てはまるかどうか等について、組織的に慎重に判断する。